第五条の五第四項第二号中「三十万円」を「四十万円」に改める。

第五条の六を削る。

第五条の五の三第一項中「第十条の四の二第一項」を「第十条の五第一項」に、「いう」を「いう。次項第一号において同じ」に、「三千五百万円」を「四千五百万円」に改め、「中小事業者」の下に「（次項において「中小事業者」という。）」を加え、同条第二項中「第十条の四の二第三項」を「第十条の五第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　法第十条の五第一項第一号に規定する政令で定める要件（中小事業者にあつては、第二号及び第三号に掲げる要件）とする。

一　一の特定業務施設（法第十条の五第一項に規定する特定業務施設をいう。第七項において同じ。）を構成する建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が十億円以上のものであること。

二　次に掲げる特定雇用者の数を合計した数が六十人（中小事業者にあつては、二十人）以上のものであること。

イ　特定建物等（法第十条の五第一項第一号に規定する特定建物等をいう。イ及び第七項において同じ。）を事業の用に供した日の属する年（以下この号において「供用年」という。）に新たに雇用された特定雇用者で当該供用年の十二月三十一日において対象施設（当該特定建物等に係る地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項第五号に規定する特定業務施設をいう。ロ及び次号において同じ。）に勤務するもの（以下この号において「特定新規雇用者」という。）の数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書に添付することにより証明がされた当該特定新規雇用者の数

ロ　供用年において集中地域（地域再生法第五条第四項第五号イに規定する集中地域をいう。ロにおいて同じ。）内にある事業所から対象施設に転勤した特定雇用者（当該供用年において集中地域以外の地域内にある事業所（当該対象施設を除く。）に勤務していた者及び特定新規雇用者を除く。）で当該供用年の十二月三十一日において当該対象施設に勤務するものの数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書に添付することにより証明がされた当該特定雇用者の数

三　法第十条の五第一項又は第三項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の実施期間に当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る対象施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数として六十人（中小事業者にあつては、二十人）以上の数が記載された当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係るものであること。

3　前項第二号に規定する特定雇用者とは、法第十条の五第五項第一号に掲げるもののうち次に掲げる要件を満たすものをいう。

一　その個人との間で労働契約法（平成十九年法律第百二十八号）第十七条第一項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していること。

二　短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条第一項に規定する短時間労働者でないこと。

第五条の五の三に次の三項を加える。

5　法第十条の五第五項に規定する政令で定めるところにより証明がされた場合は、同項の離職者がいないことを証明する財務省令で定める書類を取得し、かつ、当該書類を保存している場合とする。

6　法第十条の五第五項第一号に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一　当該個人の親族

二　当該個人と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

三　前二号に掲げる者以外の者で当該個人から受ける金銭その他の資産（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等に該当しないものに限る。）によつて生計の支援を受けているもの

四　前二号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

7　個人がその取得等（法第十条の五第一項に規定する取得等をいう。）をした特定建物等（当該特定建物等に係る特定業務施設が同項第一号に規定する政令で定める要件を満たす場合における当該特定建物等に限る。）につき同項又は同条第三項の規定の適用を受ける場合には、当該特定建物等につきこれらの規定の適用を受ける年分の確定申告書に当該特定業務施設が第二項第三号に掲げる要件を満たすことを証する書類として財務省令で定める書類を添付しなければならない。

第五条の五の三を第五条の六とする。

第五条の六の三第二項中「三十万円」を「四十万円」に改める。

第五条の六の四第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条第一項とし、同条第四項を削り、同条第五項を同条第二項とし、同条第六項及び第七項を削り、同条第八項中「第十条の五の四第四項」を「第十条の五の四第三項」に、「から第三項まで」を「又は第二項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第九項中「第十条の五の四第五項第一号」を「第十条の五の四第四項第一号」に改め、同項第三号中「給与等」を「法第十条の五の四第四項第二号に規定する給与等（以下この条において「給与等」という。）」に改め、同項を同条第四項とし、同条第十項中「第十条の五の四第五項第一号」を「第十条の五の四第四項第一号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十二項中「第十条の五の四第五項第三号」を「第十条の五の四第四項第四号」に、「同項第八号」を「同項第七号」に、「同項第三号」を「同項第四号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十三項中「第十条の五の四第五項第四号」を「第十条の五の四第四項第五号」に改め、「次項各号及び第十九項において同じ。」を削り、「同条第五項第三号」を「同項第四号」に、「。第十九項」を「。第十項」に、「第十八項まで」を「この条」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　法第十条の五の四第四項第八号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号の適用年の前年に係る給与等支給額に十二を乗じてこれを当該適用年の前年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額とする。

第五条の六の四第十四項及び第十五項を削り、同条第十六項中「同条第五項第七号」を「同条第四項第八号」に、「比較教育訓練費の額」を「比較雇用者給与等支給額」に、「の教育訓練費の額」を「の給与等の支給額（当該適用年において事業を営んでいた期間の月数と当該適用年の前年において事業を営んでいた期間の月数とが異なる場合には、前項の給与等支給額）に、「教育訓練費の額（個人のその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される同条第一項第二号イに規定する教育訓練費の額をいう。第十九項を除き、以下この条において同じ。）」を「給与等支給額」に改め、同項第一号中「及び第十九項」及び「及び同項」を削り、「教育訓練費の額に」を「給与等支給額に」に、「月別教育訓練費の額」を「月別給与等支給額」に改め、同項第二号中「教育訓練費の額に」を「給与等支給額に」に、「月別教育訓練費の額」を「月別給与等支給額」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十七項中「月別教育訓練費の額」を「月別給与等支給額」に、「教育訓練費の額を」を「給与等支給額を」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十八項及び第十九項を削り、同条第二十項中「から第三項まで」を「又は第二項」に、「同条第五項第五号イ」を「同条第四項第六号イ」に、「同項第十号」を「同項第八号」に改め、同項第一号中「第十条の五の四第五項第十号」を「第十条の五の四第四項第八号」に、「第十八項」を「第九項」に改め、同項第二号中「前項の規定によりみなされた第十六項」を「第十項」に、「場合　前項」を「場合　同項又は前項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第二十一項中「第十三項及び第十六項」を「第八項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第二十二項中「又は第二項」を削り、「同条第五項第四号」を「同条第四項第五号」に、「百分の三」を「百分の四」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第二十三項中「第十条の五の四第三項」を「第十条の五の四第二項」に、「同条第五項第十号」を「同条第四項第八号」に、「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第二十四項中「第十条の五の四第四項」を「第十条の五の四第三項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十五項及び第二十六項を削る。